

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年12月8日（金） 9：18～9：31

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

○国会提出案件 11件

○政令 3件

○人事 5件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄県が河川改修工事を実施するため、「嘉手納弾薬庫地区」を共同使用するもの等、計4件であります。

次に、「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、金融再生法に基づき、破綻金融機関の処理状況等について、国会に提出するものであります。

次に、日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、日本銀行法に基づき、平成29年度上期の経済・金融情勢やこれを踏まえて実施された金融政策運営等の状況に関する報告書を、国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書9件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日令」は、同法の施行期日を平成31年4月30日と定めるものであります。

次に、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」は、難病法の一部の施行に伴い、指定都市が処理する難病の患者に対する医療に関する事務等を定めるものであります。

次に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成30年4月1日とし、新規化学物質の審査特例制度の見直しに関する規定の施行期日を平成31年1月1日と定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、1月8日に定年退官となる最高裁判所長官寺田逸郎の後任に、最高裁判所判事大谷直人を指名し、任命についての内閣の助言と承認の御決定をお願いいたします。また、最高裁判所長官に任命される最高裁判所判事大谷直人の後任に東京高等裁判所長官深山卓也を、1月1日に定年退官となる最高裁判所判事木内道祥の後任に弁護士竹内裕子を、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、世耕経済産業大臣が第11回世界貿易機関閣僚会議出席等のため10日から16日まで、石井国土交通大臣が第3回アジア・太平洋水サミット出席等のため10日から12日まで、松山内閣府特命担当大臣が大韓民国国会議員との会談等のため10日から11日まで、それぞれ海外出張等されますので、御了解をお願いいたします。

次に、経済産業大臣世耕弘成外3名に、第11回世界貿易機関閣僚会議日本政府代表を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、加屋野洋外186名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「平成29年度特別交付税の12月交付について」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○野田国務大臣：本日、地方交付税法第15条の規定に基づき、平成29年度特別交付税の12月交付額を決定いたしました。

12月交付額は、今年度の特別交付税総額9,798億円のうち、2,784億円となっております。

この決定に当たり、九州北部豪雨や台風第18号、熊本地震等の災害対策をはじめ、公立病院等における地域医療の確保のための財政需要のほか、普通交付税の算定によっては捕そくしがたい、特別の財政需要について算定したところであります。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：世耕大臣、石井大臣及び松山大臣は、それぞれ海外出張等いたしますが、その不在中、小此木大臣を経済産業大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理を命じ、齋藤大臣を国土交通大臣の臨時代理に指定し、林大臣に少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：本日、皇室典範特例法の施行期日を定める政令が閣議決定されました。これにより、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることとなりました。

天皇陛下の御退位は、約200年ぶりのことであり、憲政史上、初めての事柄であります。今後、皇位継承に向けて準備が必要となる事項は、多岐にわたります。国民がこぞって寿ぐ中で、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が、つつがなく行われるよう、万全を期していきたいと思いますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、加藤大臣。

○加藤国務大臣：毎年12月10日から16日までは、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされています。北朝鮮による拉致問題は、安倍内閣の最重要課題であり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向けて最優先で取り組んでおりますが、拉致被害者の方々の帰国が実現していないことは痛恨の極みです。拉致被害者の方々はもとより御家族も高齢化し、一刻の猶予もない中、政府としては、度重なる北朝鮮の暴挙に対する国際社会から掛かる厳しい圧力をテコとしつつ、あらゆる施策を駆使して、全ての拉致被害者の1日も早い帰国実現に向け、北朝鮮から具体的な動きを引き出すべく、全力を尽くしております。このような中、北朝鮮人権侵害問題啓発週間については、国民が、拉致被害者や御家族の思いを共有し、拉致被害者を

「取り戻す」強い意思を北朝鮮に示す機会にしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。また、拉致被害者の救出を求める国民運動のシンボルであるブルーリボンにつきましては、引き続き御着用の御協力をお願いいたします。加えて、本日は、拉致問題に関するパンフレットの日本語版及び英語版を用意しました。韓国語版、中国語版、ロシア語版、フランス語版、スペイン語版も作成しております。海外出張等の際に御活用いただければ幸いです。

○菅国務大臣：次に、梶山大臣。

○梶山国務大臣：お手元に、昨日の行政改革推進会議において取りまとめられた事項の一覧をお配りしております。

「秋の年次公開検証」等の指摘事項への各府省の対応については、行政改革推進会議においてフォローアップしてまいります。各大臣におかれては、取りまとめた指摘事項を来年度予算や事業の改善に的確に反映していただきますようお願いいたします。

その際、指摘を潜脱するような形で、当初予算や補正予算に計上することがないようにするとともに、看板の掛け替えといった誤解を招くことのないよう、改善した事業の内容を国民にしっかり御説明いただくようお願いいたします。

基金については、各府省において、早急に再点検を実施し、余剰資金は国庫返納していただくようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：今回の秋の年次公開検証の結果の取りまとめについては、有識者の方々から、予算の重点化・効率化を進める上で非常に有益な御指摘を頂いたものと考えております。

また、PDCAサイクルの徹底という観点から、各大臣がしっかりとこの取りまとめ結果を受け止め、リーダーシップを発揮して事業の見直しを進めていただくことが重要と考えております。

財務省としても、行政改革推進本部事務局と連携し、今回の取りまとめで指摘された事項について、その結果を平成30年度予算にしっかりと反映させていきたいと考えております。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成29年
12月8日〕（金）

◎一般案件

- 資料あり ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用，追加提供及び新規提供について（決定）（防衛省）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）
- 〃 ○ 日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について（決定）（財務省）
- 〃 ○ {
1. 衆議院議員城井崇（希望）提出地方や「まちなか」への移住・定住促進に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
 1. 衆議院議員大西健介（希望）提出両親がともに外国籍の子の出生届の記載に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
 1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出安倍総理の「私が調べて私が適切であるということを申し上げたことはない」との答弁に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
 1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出公益財団法人日本相撲協会への政府の評価に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
 1. 衆議院議員大西健介（希望）提出タミフル等抗インフルエンザウイルス薬による異常行動に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）

1. 衆議院議員柚木道義（希望）提出訪問介護における「生活援助」の提供回数制限及び「生活援助」の「緩和した基準」に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 衆議院議員城井崇（希望）提出北部九州での次世代自動車産業の拠点化に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員城井崇（希望）提出首都圏等の企業の地方移転や地方拠点の強化に関する質問に対する答弁書について（決定）
（国土交通省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出北朝鮮のミサイル発射準備にかかわる日本政府の情報管理に関する質問に対する答弁書について（決定）
（防衛省）

◎政 令

- 資料あり
資あり
- 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（決定）
（内閣官房）
 - 〃 ○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
 - 〃 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（経済産業・厚生労働・環境省）

◎人 事

- 資料あり
資あり
資料なし
資あり
- 最高裁判所判事大谷直人を最高裁判所長官に任命することについて（決定）
 - ☆経済産業大臣世耕弘成外2名の海外出張等について（了解）
 - 経済産業大臣世耕弘成外3名に第11回世界貿易機関閣僚会議日本政府代表を命ずることについて（決定）

- 資料あり
- 高等裁判所長官深山卓也外 1 名を最高裁判所判事に任命することについて（決定）
 - 〃 ☆ 山口大学名誉教授加屋野 洋外 1 8 6 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 配 布

☆ 平成 2 9 年度特別交付税の 1 2 月交付について
(総務省)

[○ 署名あり ☆ 署名なし]